

番 号	1
項 目	<p>日本人に対するヘイトスピーチ対策</p> <p>会見の中で在日韓国人に対するヘイトスピーチのみを問題視しておりますが、日本人に対するヘイトスピーチがあれば大阪市としてその活動は認めない事、対応策を取る事を求めます。</p>
<p>(回答)</p> <p>一般的に、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が、いわゆるヘイトスピーチと言われておりますが、今後、大阪市として、いわゆるヘイトスピーチへの対応策の議論を進めていくにあたりましては、その対象となる行為の内容や範囲等を検討してまいります。</p>	
担 当	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 電話 06-6208-7360

番 号	2
項 目	<p>問題とされるヘイトスピーチについて</p> <p>会見の中で「最近はひど過ぎる」「ヘイトスピーチの中身なんて僕も聞いてませんからね。報道でちょっと知るくらい」とあります。対策を取るべきひど過ぎるヘイトスピーチと市長が判断された情報源を示していただくよう求めます。対象とされるデモや集会（大阪に限っても年間30回以上行われており、それぞれ様々な趣旨によるものであり、叫ばれるスピーチ自体も多様です）への判断材料として該当の情報源が公平さに足るもの（公平な取材・報道によるもの）と認識しているのか、報道を鵜呑みにする事なく公平であるかの確認はしたのか、以上について回答を求めます。</p>
<p>(回答)</p> <p>いわゆるヘイトスピーチに関する市長の発言は報道等で見聞きした内容から、表現の自由を直接規制するのは難しいとの認識がある中で、行政としても何かできる事があるのではとの考えに思い至ったものであり、特定の日時のデモや集会を指しての発言ではありません。</p> <p>いわゆるヘイトスピーチへの対応については、今後、十分な実態把握にも努めながら、対応策を検討してまいります。</p>	
担当	<p>市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 電話06-6208-7360</p>